

令和4年度

工事（起工）設計書

工事名： 東伯浄化センター1-2号汚水ポンプ取替工事
工事箇所： 琴浦町大字逢束

工事仕様書

第1 総則 本工事の仕様指示にあたり、その優先順位は次のとおりとする。

- 1 特記事項 下記のとおり。
- 2 共通仕様書及び施工管理基準
「琴浦町下水道土木工事共通仕様書」及び「琴浦町下水道土木工事施工管理基準及び規格値」による。該当項目がない場合は、「鳥取県土木工事共通仕様書」及び「施工管理基準」による。
- 3 図面
- 4 設計書

第2 特記仕様書

1 工事概要

- (1) 工事名 東伯浄化センター1-2号汚水ポンプ取替工事
- (2) 工事場所 琴浦町大字逢束
- (3) 工事内容

汚水ポンプ取替 1式
φ150×2.0m³/min×14.0m
11kw×200V×60Hz×4P ケーシング:FG250
羽根車材質:SCS13 スライド付
浸水検知器有、独立浸水溜室構造改造

- 2 工事完成期限 令和4年12月14日

- 3 作業時間 現場説明による

4 用地及び付帯工

工事に必要な材料置場、仮設道、水路等一切の敷地及びこれに伴う費用、付帯する工事等はすべて請負者によって処理しなければならない。ただし、施工上必要不可欠なものを除く。

5 安全対策及び公害対策

- ・工事期間中の無事故、無公害を達成することを目標とすること。
- ・工事期間中は、各家庭等の出入りについては極力支障のないよう努力して施工すること。
- ・作業休日は、鉄板等により通行を確保するよう努めるとともに、照明(安全灯等)により工事箇所を表示すること。
- ・工事に起因する建物、工作物等の破損及び損傷を確認するため、事前調査を必ず行うこと。事前調査については施工計画書に明示し、必ず現場着手前に工事区間内の調査を完了すること。
なお、調査にあたっては所有者の立会いを求め、お互いに着手前の状態について了承のうえ工事を進めること。工事に起因する建物、工作物等の破損及び損傷は請負者の責任において復旧及び補修を行うこと。

6 その他

- ・作業を行う前に、当該施設の保守管理受託者と事前打ち合わせを行うこと。
- ・処分品が発生した場合、旧器材の処分は受注者が行うこと。
- ・可能な限り、早期に着手すること。
- ・器材の取替及び修繕に伴うかし担保期間は2年とする。
- ・取替及び修繕完了後の本機器試運転に立ち会うこと。
- ・着工前後、取替及び修繕作業中の写真を数枚提出すること。
- ・使用材料は、事前に発注者へ申請し許可を得ること。